

環境にも配慮した地域活性化を図りたい

No.47

北海道

補助金等

支援の名称

## 地域づくり総合交付金 (生活環境整備・地域づくり事業)

制度の  
趣旨・背景

「地域づくり総合交付金」は、北海道地域振興条例に掲げる、個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的に、平成22年度からスタートした制度です。

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援するものです。

制度の  
内容

○事業内容

市町村等が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む、事業の趣旨に合致した取組に対して交付金を交付します。(このメニューについては、ソフト系事業のみ対象)

○交付限度額

事業主体	上限額	下限額
単一市町村	500万円	50万円
一部事務組合、広域連合、複数市町村で構成する協議会等	1,000万円	
総合振興局長・振興局長が適当と認める者	300万円	10万円

対象と  
なる方

○交付対象者

総合振興局・振興局長が適当と認める者

※本道では、14の総合振興局・振興局を置き、地域の総合出先機関としてこの交付金の事業採択や交付決定を行っています。

○交付対象事業

地域環境サポーター支援事業、地域景観形成事業、地球環境保全・創造事業

問い合わせ  
先など

○所管

北海道 総合政策部 地域創生局 地域政策課

TEL：011-204-5149（直通）

○関連URL

・地域づくり総合交付金

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ckk/subsidy/top2.htm>